



ールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年5月17日（水）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」と記載）には、全人口の7.5%である約280万人の障害者がいるとされている。南アフリカ政府は、障害児の権利保障に係る対応として、1995年に国連子どもの権利条約を、2007年に、国連障害

者権利条約を批准している。南アフリカ国内では障害児および障害者の権利を保障するため、児童法の中で、すべての子どもが適切な保護および社会サービスを受け、虐待、保護責任放棄等の被害を受けないことや、障害児の家族への支援を行うことで、障害児にとって最大限の利益が尊重されることを保障している。さらに南アフリカの障害者の権利白書では、「扶助的で持続的な統合された地域生活」への取り組みを重点分野の一つとして掲げ、障害児の権利の保護および障害児の家族支援の取り組みを優先課題としている。

南アフリカでは、障害者に係る国内法や制度の整備は中央政府が担い、サービス提供は州政府が担っている。これらの法的枠組みの効果的な実施に取り組むため、中央政府および州政府の社会開発省が連携して、障害者のためのデイケアセンター等施設の管理、障害者団体への補助金の支給を通じた障害に関する活動の支援、これら活動のモニタリングを実施し、障害児や障害者に対する障害福祉サービス提供および質の向上を図っている。しかし、農村部や都市から離れている地域においては、こういったサービスにアクセスしづらく、更に障害に関する知識や理解等が不足していることから、障害児に対する虐待、保護責任放棄、地域社会からの排除といったリスクが依然として高い。

また2015年に基礎教育省により作成された「インクルーシブ教育白書6 実施に関する報告書」においては、5～18歳の障害児の72%が学校教育を受けていない旨報告されている。これは、大多数の障害児が学校に行かず家庭で過ごし、障害児の介助を終日家族が担っていることを示唆している。障害児の介助を家族のみで行うことは、家族メンバー個々の経済活動や、余暇活動へのアクセス制限となり、この状況が継続すると、彼らは地域社会から孤立し、経済的・社会的に困難に陥るリスクが高まる。

これらの障害児および家族が経済的・社会的に取り残されない尊厳のある地域生活を送るための社会サービス整備を目的として、中央政府社会開発省はJICAに対し、レスパイトケアサービス\*1を中心とした新たなサービスの開発に係る協力を要請した。これに対し、JICAは、2021～2023年に個別専門家「障害児および家族支援アドバイザー」を中央政府社会開発省に派遣し、南アフリカに適用可能な制度の検討を進めてきた。同専門家は中央政府社会開発省と協働し、技術協力プロジェクト「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト(2016～2020年)」で開発したDEMアプローチ\*2を活用し、障害児および家族が地域の中で暮らしていくためのレスパイトケアサービスを検討および実施するための作業部会\*3を各パイロットサイトに立ち上げた。作業部会において、障害児および家族のためのレスパイトケアサービスとして具体的に必要なサービスは、居宅介護および一時預かりであることを特定した。中央政府社会開発省は、レスパイトケアサービス実施に向けた次のステップとして、サービス提供に

係る具体的な方法や仕組みづくりを整備するため、JICA に技術協力プロジェクトを要請した。

本事業は、同要請を踏まえ、障害児およびその家族のためのレスパイトケアサービス提供に係る体制整備を図り、もって、社会的セーフティネット構築に寄与するものである。

本詳細計画策定調査では、現在派遣中の個別専門家が既に収集している情報や、活動の結果等について整理した上で現地調査を実施する。また、これまでのJICAによる障害分野の協力の成果や教訓を踏まえ、本事業の活動内容と対象範囲、実施体制、実施期間、先方負担事項について情報を収集・整理する。これらの調査結果を踏まえ、プロジェクトの目標、成果、投入等の枠組みについて検討し、先方政府とプロジェクトに関する合意文書（M/M: Minutes of Meeting）を締結する。

\*1 一般的にレスパイトケアサービスは、主たる介護者の一時的休息を意味する。

\*2 DEM アプローチ (Empowerment of persons with disabilities and disability mainstreaming approach) は、障害者、行政官、市民団体等で形成されるプラットフォームの形成と障害者のエンパワメントを通じ、障害者が、障害主流化促進活動に主体的に参加することを実現させる方法。

\*3 作業部会のメンバーは、障害児の親、郡社会開発省職員、NGO 職員等レスパイトケアサービスに関わる人たちから構成される。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年5月下旬～2023年6月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料や、個別専門家へのヒアリング等を通じた情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 南アフリカ側関係機関及び他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は現地派遣前にJICAに提出する。

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。また、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加するとともに、議事録（和文）を作成する。

（2）現地業務期間（2023年6月上旬～2023年6月下旬）

- ① 適宜、調査団内の打合せを調整する。
- ② JICA南アフリカ共和国事務所等との打合せに参加する。
- ③ 南アフリカ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、議事録を作成する。
- ④ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF, UNHCR, EU, WHO, NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ⑤ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions））を検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑦ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑧ 担当分野に係る調査結果をJICA南アフリカ共和国事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年6月下旬～2023年7月中旬）

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書

2023年7月14日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ドバイ/シンガポール⇄南アフリカを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程

現地業務期間は2023年6月7日～6月21日を予定しています。なお、現時点で南アフリカ入国時の隔離期間は不要です。

本業務従事者は、JICAの調査団員と同日の現地調査スケジュールを予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 南アフリカ共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：無し
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チームから配付しますので [hmghs@jica.go.jp](mailto:hmghs@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・ 本事業要請書
- ・ 案件関連資料

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 国別障害関連情報 南アフリカ共和国 (2021年)

[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_528\\_1000044899.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_528_1000044899.html)

- ・ F/U協力「アフリカ地域障害者の地位向上」調査団報告書 (2010年)

[https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_400\\_12015103.html](https://openjicareport.jica.go.jp/216/216/216_400_12015103.html)

- ・ 南アフリカ共和国 障害主流化アドバイザー (2012～2015年)

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000039241>

- ・ 障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト (2016～2020)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500269/index.html>

- ・ 障害児及び家族支援アドバイザー (2021～2023年)

<https://www.jica.go.jp/southafrica/office/activities/program/06.html>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付

します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上